

災害廃棄物対策に係る廃棄物処理法等改正に関する自治体向け説明会（記録）

○日時：令和8年9月10日（木）10:30-12:00

○実施形態：オンラインミーティング、インターネット配信

○資料：

- ・資料1 災害廃棄物対策に係る制度改正について
- ・資料2-1 廃掃法等改正施行通知案
- ・資料2-2 別紙1-1 災害廃棄物処理に関する協定 対事業者 ひな形（案）
- ・資料2-3 別紙1-2 災害廃棄物処理に関する協定 対地方公共団体 ひな形（案）
- ・資料2-4 別紙2 一般廃棄物処理計画で規定すべき事項
- ・資料2-5 別紙3 委託基準の解釈について
- ・資料2-6 別紙4 【災害名】における再委託及び再々委託の活用方針（例）
- ・資料2-7 別紙5 法第9条3の3【読替表】廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律
- ・資料2-8 別紙6 非常災害廃棄物最終処分場設置者指定申請書 参考様式
- ・参考1 【新旧対照条文】廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律
- ・参考2 【新旧対照表】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案
- ・参考3 【案文・新旧】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
- ・お寄せいただいた御質問の概要と御質問に対する回答

○環境省出席者：

環境再生・資源循環局環境再生担当参事官付災害廃棄物対策室
百瀬室長、西元主査、麻生係員、野口環境専門員

○説明会内容：

1. 災害廃棄物対策に係る制度改正について（説明）

環境省災害廃棄物対策室の野口環境専門員が資料1を用いて、改正概要について説明し、西元主査が資料2-1、2-5を用いて、委託基準について説明した。

2. 質疑応答

■大阪府

(1) 非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の指定について、政令指定都市と中核市にも権限があるということでのいいのか。

＞回答：御理解のとおり、中核市および政令指定都市の事務です。

(2) 都道府県は、自分の権限が及ばない区域、例えば、大阪府内であれば、大阪市内に設置されているような、最終処分場を指定するということが可能なのか。

＞回答：政令指定都市又は中核市の区域内に所在する最終処分場については、当該政令指定都市又は中核市が指定を行うものであり、都道府県が指定を行うものではありません。

■千葉県

(1) 通知にある「コンクリートの破片その他これに類する不要物」の選別施設というのは、どのような施設を想定されているのか。また、施行令の分別と通知の選別を使い分けている理由は何か。

＞回答：様々な物が混在した状態で排出される非常災害廃棄物を処理するための選別施設全般を想定しています。また、施行令条文においては、法令上の相応しい表現を検討した結果として「分別」と規定したものであり、意図的に施行通知における「選別」と使い分けているわけではありません。いずれも、いわゆる選別施設を指すものです。

(2) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設についても、平時に市町村等が設置する規模が大きい一般廃棄物処理施設と同様に技術上の基準、構造基準や維持管理の基準であったり、維持管理状況報告が適用されるのか、また、法第 21 条に定める技術管理者を置く必要があるのか。

＞事後回答：生活環境の保全上支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設についても、改正後の法第九条の三の三第四項又は第五項の規定により、法第九条の三第三項及び第五項の規定が準用されるため、通常の一般廃棄物処理施設と同様に、技術上の基準が適用されます。また、法第二十一条に定める技術管理者の設置についても必要となります。

(3) 届出者は、市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者とされているが、届出を受理するに当たり、受託者であることをどのように確認すべきか。また、その確認方法は、都道府県等において判断してよいのか。

＞事後回答：例えば、届出を受理するに当たり、市町村からの委託契約書の写し等を提出させること等が想定されますが、具体的な確認方法は、都道府県において判断していただくこととなります。

■神奈川県大和市

(1) 今回の法改正における非常災害廃棄物に係る生活環境影響調査について、他の市町村の条例を確認したところ、通常時の縦覧期間を 1 か月とする規定は多く見られたが、非常災害時に縦覧期間を短縮できる旨まで規定している市町村はほとんど見受けられなかった。今回の法改正に対応するため、市町村において、非常災害時に縦覧期間を短縮できる旨を条例に規定する改正が必要となるのか。

＞回答：今回の特例は、生活環境影響調査（いわゆるミニアセス）そのものを実施しない場合を対象とするものです。このため、その前提となる生活環境影響調査を実施せず、また、その結果を記載した書類が添付されないことから、縦覧や意見書の提出等については条例で定める必要はないものと解しています。

したがって、非常災害時の縦覧期間短縮について条例に規定していない場合であっても、生活環境影響調査を省略できる施設に限っては、廃棄物処理法第 9 条の 3 の 3 の特例を活用して届出を行うことが可能です。

以上から、今回の法改正に伴い、縦覧期間の短縮に関する条例改正を行う必要はありません。

■愛媛県松山市

(1) 非常災害廃棄物に係る最終処分場の指定について、廃棄物処理法第 9 条の 3 の 4 に基づく指定の申請については法令に規定されている一方、都道府県知事から申請者に対する通知及び指定内容の変更に関する届出については、施行通知に例が示されているものの、法令上の規定はない。これらを法令ではなく施行通知に示している理由は何か。

＞回答：申請者に対する通知については、現行の業許可等に係る手続において法律上の義務ではないため、それと同様に必須の手続として規定していません。また、指定内容の変更に関する届出については、現行の廃棄物処理施設の設置許可の変更に係る規定と重複する点（名称、場所の変更等）が多く含まれることから、法令上は必須の手続として規定しないこととしました。一方で、指定制度を実際に運用する上では、これらの手続が実質的に必要になると考えられるため、施行通知において示したものです。

具体的な取扱いについては、各自治体が自治事務として判断することとなりますが、施行通知の内容も踏まえ、適切に制度を運用されるよう、お願いいたします。

(2) 申請者に対する通知及び指定内容の変更に関する届出については、各自治体が個別に条例又は規則等で規定するとの理解でよいのか。

＞回答：その御理解で差し支えありません。

■東京都千代田区

(1) 千代田区では既に災害廃棄物処理計画を策定しているが、その内容が施行通知別紙 2 に示された標準的な構成を満たしているかについて、環境省による確認又は了承を受ける必要があるのか。

＞回答：施行通知別紙 2 に示した構成は、標準的な構成として参考に示したものです。各自治体において、当該別紙を踏まえつつ、地域の実情に応じて計画の内容を決定するものであり、環境省による確認又は了承を受ける必要はありません。

(2) 災害廃棄物処理計画を別途策定している場合、一般廃棄物処理基本計画の次回改定時に、別途計画を定めている旨を記載すればよいとの説明であったが、この記載を行うべき具体的な期限は設けられていないとの理解でよいのか。

＞回答：一般廃棄物処理基本計画に、別途災害廃棄物処理計画を定めている旨を記載することについて、具体的な期限は設けていません。一方、ごみ処理基本計画策定指針において、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね 5 年ごとに改定することとされています。このため、実質的には、次の計画改定時まで記載されるものと考えています。

(3) 災害廃棄物処理計画に仮置場の候補地を定める場合、具体的な公園名等まで計画に明記する必要があるのか。

＞回答：仮置場の具体的な候補地については、地権者等の関係者との調整等を要する場合があります、具体的な場所を公表することによって関係者との調整に影響が生じることも考えられます。このため、具体的な候補地を公表することのメリット及びデメリットを踏まえ、各自治体において判断されるよう、お願いいたします。

■静岡県・愛媛県松山市

(1) 非常災害廃棄物に係る最終処分場の事前指定制度について、その制度趣旨を踏まえた場合、指定申請に係る手数料を徴収することが適当であるか。国として、手数料を徴収すべき又は徴収すべきでないといった考え方を示す予定はあるのか。

＞回答：現時点において、国から手数料の金額や徴収の可否についての統一的な考え方を示すことは予定していません。指定に関する事務は自治事務であることから、制度の趣旨及び実際の事務に要する費用等を踏まえ、手数料を徴収するか否かを含め、各自治体において判断されるよう、お願いいたします。

○事前質問：

■法改正全般

(1) 施行令及び施行規則の公布日は 9 月上旬とのことだが、いつ決定するか。

＞回答：9 月 15 日公布、9 月 16 日施行予定です。

■災害支援協定締結の努力義務の新設

(2) 都道府県と非常災害廃棄物適正処理業者の業界団体が締結している既存の災害支援協定によって、市町村への災害廃棄物処理支援が行われる関係を構築している場合でも、市町村は当該業界団体と個別に同種の協定を締結する努力義務を有するか。

＞回答：都道府県と当該業界団体との既存の災害支援協定により、市町村に対する実効的な支援体制が構築されている場合には、市町村が当該業界団体と同種の協定を改めて個別に締結する必要はないと考えております。

■市町村の一般廃棄物処理計画に規定する事項の追加

(3) これまで個別に策定していた市町村災害廃棄物処理計画については、災害廃棄物対策指針においては適宜見直しを行い、必要に応じて改定するものとされ、計画期間の設定や定期改定が求められているものではなかったが、この改正により個別策定の場合でも、概ね 5 年ごとの定期改定・見直しを求めるようになるのか。

＞回答：ごみ処理基本計画策定指針において概ね5年ごとの見直しが示されていることを踏まえ、地域防災計画の見直し、被害想定の変更、災害対応を通じて得られた課題等に応じて、適宜、点検・見直しを行うなど、改定の必要性の検討を行ってください。また、計画の前提となる諸条件に大きな変更があった場合には、見直しを行うことが適切であるとしています。なお、都道府県の災害廃棄物処理計画についても同様です。

(4) 都道府県災害廃棄物処理計画についても、概ね5年ごとの改定・見直しを求めるようになるのか。

(5) 一般廃棄物処理基本計画と災害廃棄物処理計画を連動させることに伴い、災害廃棄物処理計画についても、市民等に向けて公開する必要があるか。

＞回答：一般廃棄物処理計画については、廃棄物処理法第6条第4項により、策定又は変更後、遅滞なく公表するよう努めることとされています。改正廃棄物処理法第6条第2項第6号に非常災害時の対応について規定されたことから、災害廃棄物処理計画についても、住民への周知や発災時の実効性確保の観点から、公表に努めてください。

(6) 基本計画に、災害廃棄物に関する事項の記載が必要となると思うが、その期限などはあるのか。

(7) 本市では、現行の一般廃棄物処理基本計画の改訂が令和12年度の予定であり、その際に改正廃棄物処理法第6条の2第6項を追記するというのでよいか。

＞回答：既に災害廃棄物処理計画を策定している場合は、次の一般廃棄物処理基本計画の改定時に、当該計画を別途策定している旨を記載することで差し支えありません。

(8) 今後、一般廃棄物処理計画を策定する際には、「庁内体制の確立」、「発生量推計」、「仮置き場の確保・設置」、「仮置き場の管理・運営」、「処理・処分」、「計画の点検・共有・改定」、「関係者との連携」の項目を記載する必要があるということか。

＞回答：施行通知別紙2に掲げる事項は、計画に記載すべき事項の優先度等の要点を整理したものです。実際の計画策定・改定に当たっては、各市町村の実情に応じて内容をご検討ください。

(9) 一般廃棄物処理計画に規定すべき事項について、規定すべき内容・変更例などを説明をお願いしたい。

＞回答：施行通知別紙2において、計画に記載すべき事項の優先度等の要点をまとめておりますので、ご参考ください。

(10) 毎年度告示している一般廃棄物処理実施計画について、改正廃棄物処理法第6条第2項第6号の内容を追記すべきか。追記すべきであれば、実施計画に追記する事項について、ひな形を提供いただきたい。どのような内容をどの程度追記すべきかわからず、また、市町村ごとに掲載事項に差が出てしまうことも考えられるため、ある程度の案を示していただきたい。

＞回答：改正廃棄物処理法第6条第2項第6号の内容（非常災害時における事項）について、一般廃棄物処理実施計画への追記は必須ではありません。

(11) 計画策定にあたって、コンサル等の委託を検討しているが、その際の補助金は、今後、提示されるか。

＞回答：個々の計画策定に対する補助金は想定していませんが、地方環境局による計画策定を支援するモデル事業の実施や、本改正により措置した専門支援機関による技術的な支援を活用することも考えられます。

■非常災害廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

(12) 災害廃棄物処理の県協会への委託について、能登半島地震の例では、当該協会が処理を請け負う場合には再委託（県協会⇒協会員）は不要と整理されていたかと思うが、今後は、県協会から協会員への委託は委託契約が必要との理解でよいか。

＞回答：今回の改正は、災害廃棄物の広域処理等を円滑に進めるため、委託基準及び一般廃棄物処理計画に従って災害廃棄物を処理する場合に限り、再々委託を可能としたものであり、従前の再委託の取扱いを変更するものではありません。協会が受託した業務をその会員に請け負わせることが再委託に該当するかどうかは、契約内容や業務の実態に即して個別に判断されます。

■非常災害廃棄物の処分に係る最終処分場の指定制度の新設

(13) 最終処分場設置者が指定を受けるインセンティブに乏しいように思われるが、例えば指定を受けた者には税制上の特例措置があるなど、別途インセンティブとなりうる制度はあるか。あるいは、これから検討されるか。

(14) 「災害廃棄物を受け入れる民間の最終処分場に対する都道府県知事による指定制度」の創設にあたり、「指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入に係る損金算入等の特例措置」が新設されたが、これ以外に指定先に対する特例措置はあるか。

＞回答：現在、指定先を対象とした税制特例として「指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入に係る損金算入等の特例措置」を検討しております。なお、当該特例措置については、現在税務当局に新設を要望しているところであり、新設が決定されたものではありません。

(15) 申請内容が法で定める基準を満たしている場合でも、県が指定する必要がないと判断した場合は指定しないことは可能か。

＞回答：当該指定制度の趣旨に鑑み、申請の内容が下記の要件のいずれにも該当すると判断される場合は、指定するようお願いします。

①当該一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

②その申請の内容が当該都道府県の廃棄物処理計画に適合するものであること。

③申請者の能力が非常災害廃棄物の処分を円滑かつ迅速に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(16) 最終処分場の設置者の指定の基準に関して、必要な残余の容量に下限はあるか。

＞回答：必要な残余容量について、具体的な下限は設けておりません。

(17) 非常災害廃棄物最終処分場の設置者からの変更届を受理した場合、変更を反映した指定通知を改めて発出する必要はあるか。また、関係市町村への通知は必要か。

＞回答：変更届を受理した場合に、変更内容を反映した指定通知を改めて発出すること、また、改正廃棄物処理法第9条の3の4第2項に基づく関係市町村への通知については法令上に規定しておらず、必要に応じて各都道府県において適切にご対応ください。

(18) 指定の取消通知について、参考様式を示す予定はあるか。

＞回答：御意見を踏まえて、検討いたします。

(19) 指定を受けた最終処分場では、災害廃棄物の処理を委託された場合、受け入れなければならないこととなっているが、実際に災害廃棄物処理を委託する場合のフローはどのような流れを想定しているか。排出元である市町村が、直接、最終処分場と調整することを想定しているように見受けられるが、市町村と最終処分場で直接調整された場合であっても、指定最終処分場でどの程度災害廃棄物を受け入れているか、指定をする県としても把握する必要があるか。

＞回答：廃棄物処理法の基本方針では、非常災害時における都道府県の役割として「市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努める」とされています。また、災害廃棄物処理対策指針では、「被災市町村の自区域内での処理が困難と判断される場合は、市町村は都道府県内の他市町村の施設での処理に向けた調整を、都道府県に要請することができる」とされています。なお、指定最終処分場の所在地や受入可能量等については、指定を行う都道府県が把握する情報です。

これらを踏まえると、都道府県内の指定最終処分場を活用する場合は、被災市町村からの要請を受け、都道府県が受入れ可能な指定最終処分場に関する情報を提供するなど、必要な調整に関与することが想定されます。

その上で、受け入れる災害廃棄物の種類や量等の具体的な条件については、被災市町村と指定最終処分場との間で調整することが想定されます。この場合も、都道府県が区域内の指定最終処分場の受入実績を把握できるよう、受入量等の情報を共有することが望ましいと考えます。具体的な連絡・情報共有の方法については、平時から関係者間で整理しておくことが望ましいと考えます。

■専門支援機関

(20) 専門支援機関による計画策定・改定の伴走支援の具体的なメニューは、何を想定しているか。

支援メニューの詳細が示される時期は、いつ頃か。

＞回答：改正法の施行と同時期に、「災害廃棄物対策に係る専門支援機関の活動における基本的な方針」を公表予定であり、災害廃棄物処理計画の策定・改定に係る具体的な支援として、廃棄物発生量・組成の算定、仮置場候補地検討等を想定しています。

■その他

(21) 法第7条第5項第4号イの欠格事由に該当することの届出義務が廃止された場合、県と市町村は当該欠格事由の該当性についてどのように情報収集し、判定することが想定されているのか。

＞回答：許可更新時、立入検査や他の都道府県等からの情報提供により情報収集することを想定しています。

以上